

個人情報保護制度とは

個人情報保護制度とは

地方公共団体の機関（議会を除く。）における個人情報保護制度は、令和5年4月より個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等に基づき、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものです。

鈴鹿亀山地区広域連合では、鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等を定めることで、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めています。

個人情報保護法の詳細については、国の個人情報保護委員会のホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）をご覧ください。

個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。

実施機関

広域連合長、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員です。

保有個人情報の開示請求

実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報（公文書に記載された個人情報）について開示を請求することができます。

開示請求ができる人

原則、本人。ただし、法定代理人、又は委任による代理人は、本人に代わって開示請求をすることができます。

開示請求の方法

「保有個人情報開示請求書（本広域連合ホームページのTOPに様式あり。）」に所定の事項（住所、氏名、必要とする公文書の件名など）を記入の上、鈴鹿亀山地区広域連合総務課に提出してください。

請求は、窓口又は郵送にて提出することができます。

窓口で請求をする場合は、本人確認書類（運転免許証等）の提示が必要となります。

郵送で請求をする場合は、本人確認書類（運転免許証等）の写しに加えて、住民票（原本、複写不可。30日以内に作成されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）の提出が必要となります。

※ 代理人が請求する場合は、委任状等が必要となります。詳しくは総務課までお問合せください。

費用の負担

閲覧は無料です。

写しの交付などを希望する場合は、費用がかかります（例：複写機による写し1枚（A3判以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円）。また、郵送での交付を希望する場合は、写しの送付に要する費用（郵便料等）がかかります。

開示できない情報

法令等の規定により開示できない情報があります。

詳しくは、個人情報保護法第78条及び鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例第3条を御確認ください。

決定に不服があるとき

決定に不服があるときは、広域連合長等に対して不服申立てができます。